

入 札 説 明 書

件名 接線流羽根車式水道メータ一購入(口径20mm)

仙台市水道局

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、仙台市水道局契約規程（昭和 39 年仙台市水道局規程第 17 号。以下「規程」という。）、仙台市水道局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年仙台市水道局規程第 15 号。以下「特例規程」という。）、仙台市水道局入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日管理者決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本局が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名及び数量
- (2) 調達物品の特質等
- (3) 納入場所
- (4) 納入期間

} 別記の 1

2 競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限現在において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により入札参加資格があると認められた者とする。

- (1) 本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。（別記の 3 により申請した者も含む。）
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成 4 年 8 月 26 日管理者決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）第 2 条第 3 号に規定する「暴力団員等」でないこと。
- (7) 別記の 2 の資格に該当する者であること。（別記の 3 により申請した者も含む。）
- (8) 別記の 9 の書類を提出できる者であること。

3 競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、別添一般競争入札参加申請書に別記の 9 に示した書類等を添付し、入札公告に示した日時までに契約担当課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

4 仕様書についての質問及び回答

競争入札参加希望者は、当該仕様書について、疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、別添質疑応答書を用い、別記の 6 の定めるところにより、関係職員に説明を求めることができる。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所は、別記の 8 の(2)のとおりとする。
- (2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限は、別記の 8 の(2)のとおりとする。
- (3) 競争加入者又はその代理人は、仕様書、図面、別記様式の契約書案及び規程を熟知の上、入札をしなければならない。
- (4) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格確認通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証で全て原本）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 競争加入者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (10) 競争加入者又はその代理人は、本局様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
- (11) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
 - ア 調達物品名（件名） **接続流羽根車式水道メーター購入（口径 20mm）**
 - イ 入札金額
 - ウ 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (12) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とし、**総額（消費税及び地方消費税額抜き）で入札すること。**
- (13) 競争加入者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、件名、競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（配達証明付き書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし上記で示した入札書のほか、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (14) 競争加入者又はその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、郵送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。

- (15) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (16) 競争加入者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (17) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (18) 競争加入者又はその代理人から提出された書類を本局の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (19) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）
- (20) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (21) 入札執行主務者は、競争加入者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (22) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (23) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (24) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度のみ認める。

7 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第 4 条第 3 項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書
- (4) 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
- (5) 落札者が、規程第 10 条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

9 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行わない。この取扱いにより、落札候補者もしくは落札者に損害が発生しても、本局は賠償する責を負わない。

- (1) 「2 競争加入者に必要な資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

10 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから 10 日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

11 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

12 契約保証金

契約保証金は免除する。

13 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

14 支払いの条件

納入物品等の代金は、検査合格後、翌月以降請求により支払う。

15 契約条項

別紙契約書案、規程及び特例規程による。

16 その他必要な事項

- (1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 上記2の(1)に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も上記3により申請書及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには、当該資格の審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名（件名）及び数量
接線流羽根車式水道メーター購入(口径20mm) 16,000個
- (2) 調達物品の特質等
別冊仕様書のとおり
- (3) 納入場所
仙台市水道局卸町庁舎 仙台市若林区卸町 2-3-1
- (4) 納入期限
平成 30 年 8 月 24 日まで

2 競争加入者に必要な資格

- (1) 資本金10,000千円以上であること。
- (2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「計測量機器」で申請している者であること。

3 本市の競争入札参加資格の決定を受けていないものの資格審査

入札に参加する者で、本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は、次のとおり当該資格申請をすることができる。

- (1) 受付期間 平成 30 年 4 月 26 日から平成 30 年 5 月 17 日 17 時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 仙台市競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出先
〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号
仙台市財政局契約課物品契約係
電話 022-214-8124

4 入札説明書等の公開期間及び入手方法

- (1) 公開期間 平成 30 年 4 月 26 日から
- (2) 入手方法 仙台市水道局ホームページでダウンロードすること。

http://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-100.html

5 一般競争入札参加申請書及び添付書類の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 提出期間 平成 30 年 4 月 26 日から平成 30 年 5 月 17 日 17 時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 提出場所 仙台市水道局企画財務課（契約係）
- (3) 提出方法 持参又は配達証明付き書留郵便で送付すること。
〒982-8585 仙台市太白区南大野田 2 9 番地の 1
仙台市水道局企画財務課契約係
電話 022-304-0012

6 仕様書についての質問書の提出期間，場所等

上記5の(1)の期間に5の(2)の場所に，持参又は配達証明付き書留郵便で送付すること。

※回答は，仙台市水道局企画財務課掲示板及び仙台市水道局ホームページにおいて閲覧に供する。

http://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-100.html

7 入札参加資格の審査結果通知期限

平成30年5月25日

8 入札及び開札

(1) 入札担当部局

(所在地) 仙台市太白区南大野田29番地の1

(担当課) 仙台市水道局企画財務課(契約係)

(調達責任者) 仙台市水道事業管理者 板橋 秀樹

(2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成30年6月7日 午後1時40分

イ 場所 仙台市水道局企画財務課入札室

※ 郵送(配達証明付き書留郵便に限る)による場合

(ア) 受領期間 平成30年5月25日から平成30年6月6日

(イ) 受領期限 平成30年6月6日 17時

(ウ) 住所

(郵便番号) 982-8585

(所在地) 仙台市太白区南大野田29番地の1

(担当課) 仙台市水道局企画財務課(契約係)

9 その他

入札公告に示した特質等を有する物品を納入できることを証明するものとして，下記の書類を提出すること。

(1) 納入当該調達物品若しくは同等の類似品の修理又は納入実績があることを証明するもの。

(2) 日本国内において当該調達物品に係る計量法の検定を受けることができることを証明するもの。

(3) 当該調達物品の納入に関し遅延なく納入することを証明するもの。

注 意 事 項

〔接線流羽根車式水道メーター購入(口径20mm)〕

- ※ 一般競争入札参加資格確認通知書は再発行いたしません。
- ※ 下記の書類が不備の際、失格又は入札無効となる場合がありますので、ご注意願います。

○ 申請時の提出書類

No	項 目
1	一般競争入札参加申請書
2	納入実績表
3	検査証明書
4	納入保証書

○ 入札時の必要書類等

No	項 目
1	一般競争入札参加資格確認通知書（写し可）
2	身分を確認できるもの（免許証、パスポート、公的機関発行の写真入り身分証明書等。ただし、すべて原本に限る。写真付名刺、健康保険証は不可）
3	委任状（代理人が入札する場合のみ。本局様式に限る）
4	入札書（本局様式に限る）
5	入札用封筒（入札件名・会社名・入札年月日を記入すること）
6	再度入札等に使用する印

整理番号	1	8	4	0	4	2
------	---	---	---	---	---	---

一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申請人住所

商号又は名称

氏 名

電 話 番 号

印

調達物品名 (件名)

接線流羽根車式水道メーター購入(口径20mm)

上記の案件に係る一般競争に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

1 入札説明書で示した必要書類 (別記9)

連絡先 担当者氏名

電話番号

注 申請は、原則として本店の代表者名で行ってください。ただし、競争入札参加資格申請時(登録時)において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請して下さい。

